

JIS 規格の廃止の概要

JIS T5504-1 歯科用回転器具－軸－第1部：金属製

・この規格は、歯科用ハンドピースに装着して使用する歯科用回転器具の軸で、軸が金属製のものについて規定したものであるが、対応国際規格である ISO 1797-1 が、2017 年に、軸がプラスチック製のものについて規定した ISO 1797-2、及び軸がセラミック製のものについて規定した ISO 1797-3 とともに ISO 1797 に統合され、さらに、プラスチック製軸の再使用への要求事項の追加なども盛り込んで、制定された。

・このような状況から、歯科用器具の品質の確保のため、及び ISO 規格との規格番号体系を整合させるために、JIS においても軸がプラスチック製及びセラミック製のものも統合し、新たな JIS T 5504 として制定することにした。

・このため、この規格を廃止するものである。

JIS T5504-2 歯科用回転器具－軸－第2部：プラスチック製

・この規格は、歯科用ハンドピースに装着して使用する歯科用回転器具の軸で、軸がプラスチック製のものについて規定したものであるが、対応国際規格である ISO 1797-2 が、2017 年に、軸が金属製のものについて規定した ISO 1797-1、及び軸がセラミック製のものについて規定した ISO 1797-3 とともに ISO 1797 に統合され、さらに、プラスチック製軸の再使用への要求事項の追加なども盛り込んで、制定された。

・このような状況から、歯科用器具の品質の確保のため、及び ISO 規格との規格番号体系を整合させるために、JIS においても軸が金属製及びセラミック製のものも統合し、新たな JIS T 5504 として制定することにした。

・このため、この規格を廃止するものである。

JIS T5504-3 歯科用回転器具－軸－第3部：セラミック製

・この規格は、歯科用ハンドピースに装着して使用する歯科用回転器具の軸で、軸がセラミック製のものについて規定したものであるが、対応国際規格である ISO 1797-3 が、2017 年に、軸が金属製のものについて規定した ISO 1797-1、及び軸がプラスチック製のものについて規定した ISO 1797-2 とともに ISO 1797 に統合され、さらに、プラスチック製軸の再使用への要求事項の追加なども盛り込んで、制定された。

・このような状況から、歯科用器具の品質の確保のため、及び ISO 規格との規格番号体系を整合させるために、JIS においても軸が金属製及びプラスチック製のものも統合し、新たな JIS T 5504 として制定することにした。

・このため、この規格を廃止するものである。